

Personal information section including address, name (ジョブ 一郎), gender (男), birth date (3/24/02), and phone numbers.

第一表 (平成二十八年分以降用)

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

Main tax calculation table with columns for income types (e.g., 事業等, 不動産), tax amounts, and other deductions (e.g., 医療費控除, 社会保険料控除).

納管, 事業, 住民, 資産, 総合, 分離, 検算, 通日付印, 年月日, 連号

Stamp area for the tax preparer (税理士) with fields for name and phone number.

Checkboxes for tax law provisions: 税理士法第30条の書面提出有 and 税理士法第33条の2の書面提出有.

Administrative section for tax office processing, including fields for classification (区分), management (管理), and completion (補元).

平成 28 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号

FA0076

住所: ジョブチ仔町 ジョブ 一郎

所得から差し引かれる金額に関する事項

Table with 10 rows for tax deductions: 10 雑損控除, 11 医療費, 12 社会保険料控除, 13 掛金の種類, 14 新生命保険料の計, 15 地震保険料の計, 16 寄附金の控除, 17 寡婦(寡夫)控除, 18 勤労学生控除, 19 氏名, 20 配偶者の氏名

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with 4 columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称, 収入金額, 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

雑所得 (公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

Table with 5 columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費等, 差引金額

特例適用条文等

Blank box for special provisions.

事業専従者に関する事項

Table with 6 columns: 事業専従者の氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 従事月数・程度・仕事の内容, 専従者給与(控除)額

住民税・事業税に関する事項

Table with 6 columns: 扶養親族の氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 別居の場合の住所, 寄附金税額控除

Table with 4 columns: 非課税所得など, 所得金額, 損益通算の特例適用前の不動産所得, 前年中の開(廃)業

Table with 4 columns: 別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者の氏名・住所, 氏名, 住所, 給与

第二表は、第一表と一緒に提出してください。源泉徴収票、国民年金保険料、国民健康保険料の支払証明書など申上書に添付しなければなりません。書類は添付書類は紙などに貼ってください。

【平成 28 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	ジョブ チ仔ロウ ジョブ 一郎
電話番号 (連絡先)		職業	関与税理士名 (電 話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

			一般株式等	上場株式等
収 入 金 額	譲渡による収入金額	①	円	円 10,000,000
	その他の収入	②		
	小 計(①+②)	③	申告書第三表⑦へ	申告書第三表⑨へ 10,000,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費(取得価額)	④		9,500,000
	譲渡のための委託手数料	⑤		
		⑥		
	小計(④から⑥までの計)	⑦		9,500,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けなくて書いてください。)		⑧		
差引金額(③-⑦-⑧)		⑨		500,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。)		⑩		
所得金額(⑨-⑩) (一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。) (上場株式等について赤字の場合は△を付けて書いてください。)		⑪	申告書第三表④へ	黒字の場合は申告書第三表⑤へ 500,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3)		⑫		申告書第三表⑦へ 300,000
繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫)		⑬	申告書第三表⑬へ	申告書第三表⑬へ 200,000

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引)がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引による赤字のみの場合は、申告書第三表の⑥欄に0を記載します。

- ※ 1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
- ※ 2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。
- ※ 3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
- ※ 4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

特例適用条文

措法 条の
措法 条の

整理欄

(平成28年分以降用)

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 () 10,000,000	円 9,500,000	円 500,000	円 76,575
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
合計(上場株式等(特定口座))		1面①へ 10,000,000	1面④へ 9,500,000	500,000	申告書第二表「所得の内訳」欄へ 76,575

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量 株(口、円)	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のたがいの委託手数料	取得年月日
一般株式等 ・ 上場株式等	..				円	円	円	.. (...)
一般株式等 ・ 上場株式等 (...)
一般株式等 ・ 上場株式等 (...)
一般株式等 ・ 上場株式等 (...)
一般株式等 ・ 上場株式等 (...)
合計	一般株式等				1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	
	上場株式等(一般口座)				1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	